

（ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置）

第63条 次に掲げる原動機付自転車については、保安基準第61条の3第2項から第4項までの規定は、適用しない。

- 一 平成11年8月31日（輸入された第一種原動機付自転車にあっては、平成12年3月31日）以前に製作された第一種原動機付自転車（輸入された第一種原動機付自転車以外の第一種原動機付自転車であって、平成10年10月1日以降に、施行規則第62条の3第1項の規定によりその型式について認定を受けた第一種原動機付自転車を除く。）
 - 二 平成12年8月31日（輸入された第二種原動機付自転車にあっては、平成13年3月31日）以前に製作された第二種原動機付自転車（輸入された第二種原動機付自転車以外の第二種原動機付自転車であって、平成11年10月1日以降に、施行規則第62条の3第1項の規定によりその型式について認定を受けた第二種原動機付自転車を除く。）
- 2 ガソリンを燃料とする第一種原動機付自転車（施行規則第62条の3第1項の規定によりその型式について認定された第一種原動機付自転車に限る。）であって平成19年8月31日以前に製作されたもの（第2項第1号に掲げる第一種原動機付自転車及び輸入された第一種原動機付自転車以外の第一種原動機付自転車であって平成18年10月1日以降に施行規則第62条の3第1項の規定によりその型式について認定を受けた第一種原動機付自転車を除く。）は、細目告示第243条第1項第1号又は第2号の規定にかかわらず、施行規則第62条の3第5項の検査の際、当該原動機付自転車を道路運送車両の保安基準の細目を定める告示を改正する告示（平成17年国土交通省告示第909号）による改正前の細目告示別添44「二輪車モード排出ガスの測定方法」に規定する二輪車モード法（以下単に「二輪車暖機モード法」という。）により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の走行距離1キロメートル当たりの排出量をグラムで表した値（炭化水素にあっては炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）の当該原動機付自転車及び当該原動機付自転車と同一の型式の原動機付自転車であって既に施行規則第62条の3第5項の検査を終了したすべてのものにおける平均値が、次の表の上欄に掲げる原動機付自転車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

原動機付自転車の種別	一酸化炭素	炭化水素	窒素酸化物
イ 2サイクルの原動機を有するもの	八・〇〇	三・〇〇	〇・一〇
ロ 4サイクルの原動機を有するもの	十三・〇	二・〇〇	〇・三〇

- 3 ガソリンを燃料とする第二種原動機付自転車（施行規則第62条の3第1項の規定によりその型式について認定された第二種原動機付自転車に限る。）であって平成20年8月31日以前に製作されたもの（第2項第2号に掲げる第二種原動機付自転車及び輸入された第二種原動機付自転車以外の第二種原動機付自転車であって平成19年10月1日以降に施行規則第62条の3第1項の規定によりその型式について認定を受けた第二種原動機付自転車を除く。）は、細目告示第243条第1項第1号又は第2号の規定にかかわらず、施行規則第62条

の3第5項の検査の際、当該原動機付自転車を二輪車暖機モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の走行距離1キロメートル当たりの排出量をグラムで表した値（炭化水素にあつては炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）の当該原動機付自転車及び当該原動機付自転車と同一の型式の原動機付自転車であつて既に施行規則第62条の3第5項の検査を終了したすべてのものにおける平均値が、次の表の上欄に掲げる原動機付自転車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

原動機付自転車の種別	一酸化炭素	炭化水素	窒素酸化物
イ 2サイクルの原動機を有するもの	八・〇〇	三・〇〇	〇・一〇
ロ 4サイクルの原動機を有するもの	十三・〇	二・〇〇	〇・三〇

4 ガソリンを燃料とする第一種原動機付自転車であつて平成19年8月31日以前に製作されたもの（第2項第1号に掲げる第一種原動機付自転車及び輸入された第一種原動機付自転車以外の第一種原動機付自転車であつて平成18年10月1日以降に施行規則第62条の3第1項の規定によりその型式について認定を受けた第一種原動機付自転車を除く。）は、細目告示第243条第1項第3号、第259条第1項及び第275条第1項の規定にかかわらず、原動機を無負荷運転している状態で発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素の容量比で表した測定値及び同排出物に含まれる炭化水素のノルマルヘキサン当量による容量比で表した測定値が、次の表の上欄に掲げる原動機付自転車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素及び炭化水素の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

原動機付自転車の種別	一酸化炭素	炭化水素
イ 2サイクルの原動機を有するもの	四・五パーセント	百万分の七千八百
ロ 4サイクルの原動機を有するもの	四・五パーセント	百万分の二千

5 ガソリンを燃料とする第二種原動機付自転車であつて平成20年8月31日以前に製作されたもの（第2項第2号に掲げる第二種原動機付自転車及び輸入された第二種原動機付自転車以外の第二種原動機付自転車であつて平成19年10月1日以降に施行規則第62条の3第1項の規定によりその型式について認定を受けた第二種原動機付自転車を除く。）は、細目告示第243条第1項第3号、第259条第1項及び第275条第1項の規定にかかわらず、原動機を無負荷運転している状態で発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素の容量比で表した測定値及び同排出物に含まれる炭化水素のノルマルヘキサン当量による容量比で表した測定値が、次の表の上欄に掲げる原動機付自転車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素及び炭化水素の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

原動機付自転車の種別	一酸化炭素	炭化水素
イ 2サイクルの原動機を有するもの	四・五パーセント	百万分の七千八百
ロ 4サイクルの原動機を有するもの	四・五パーセント	百万分の二千

6 総排気量が0.050リットル以下であつて、最高速度が50キロメートル毎時以下のガソリ

ンを燃料とする第一種原動機付自転車以外の原動機付自転車（型式認定自動車に限る。）であるもののうち、平成25年8月31日以前に製作されたもの（第2項から第4項まで掲げる原動機付自転車及び輸入された原動機付自転車以外の原動機付自転車であって平成24年10月1日以降に認定を受けた型式認定自動車を除く。）及び平成25年9月1日以降に製作されたもののうち、輸入された原動機付自転車以外の原動機付自転車であって平成24年9月30日以前に認定を受けた型式認定自動車については、細目告示第243条第1項第1号の規定にかかわらず、施行規則第62条の3第5項の検査の際、当該原動機付自転車を道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成22年国土交通省告示第1213号）による改正前の細目告示別添44「二輪車モード排出ガスの測定方法」に規定する二輪車モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の走行距離1キロメートル当たりの排出量をグラムで表した値（炭化水素にあつては炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）の当該原動機付自転車及び当該原動機付自転車と同一の型式の原動機付自転車であつて既に施行規則第62条の3第5項の検査を終了したすべてのものにおける平均値が、一酸化炭素については2.0、炭化水素については0.50、窒素酸化物については0.15を超えないものであればよい。

- 7 総排気量が0.050リットル以下であつて、最高速度が50キロメートル毎時以下のガソリンを燃料とする第一種原動機付自転車以外の原動機付自転車であるもののうち、平成25年8月31日以前に製作されたもの（第2項、第5項及び第6項に掲げる原動機付自転車並びに輸入された原動機付自転車以外の原動機付自転車であつて平成24年10月1日以降に認定を受けた型式認定自動車を除く。）については、細目告示第243条第1項第3号の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成22年国土交通省告示第1213号）による改正前の細目告示別添44「二輪車モード排出ガスの測定方法」に規定する運転条件により原動機を無負荷運転している状態で発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素の容量比で表した測定値及び同排出物に含まれる炭化水素のノルマルヘキサン当量による容量比で表した測定値が、一酸化炭素については3.0%、炭化水素については100万分の1600を超えないものであればよい。
- 8 ガソリンを燃料とする原動機付自転車であつて平成29年8月31日以前に製作されたもの（輸入された原動機付自転車以外の原動機付自転車であつて平成28年10月1日以降に施行規則第62条の3第1項の規定によりその型式について認定を受けた原動機付自転車を除く。）については、保安基準第61条の3第5項並びに細目告示第243条第2項第2号及び同条第4項、第259条第2項第2号及び同条第4項及び第257条第2項第2号及び同条第4項の規定は、適用しない。
- 9 ガソリンを燃料とする原動機付自転車（型式認定原動機付自転車（細目告示第243条第1項第2号の原動機付自転車を除く。）に限る。）であつて平成29年8月31日以前に製作されたもの（輸入された原動機付自転車以外の原動機付自転車であつて平成28年10月1日

- 以降に認定を受けた型式認定原動機付自転車を除く。）は、細目告示第243条第1項第1号の規定にかかわらず、施行規則第62条の3第5項の検査の際、細目告示別添44「二輪車排出ガスの測定方法」に規定するWMTCモード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の走行距離1キロメートル当たりの排出量をグラムで表した値（炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）が、一酸化炭素については2.2、炭化水素については0.45、窒素酸化物については0.16を超えないものであればよい。
- 10 ガソリンを燃料とする原動機付自転車（型式認定原動機付自転車を除く。）は、細目告示259条第2項第2号の規定にかかわらず、原動機付自転車に備えるばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置の機能に支障が生じたときにその旨を運転者に警報する装置を備えたものであればよい。なお、この場合にあつては、同告示第275条第2項第2号の規定を準用する。
- 11 ガソリンを燃料とする原動機付自転車（型式認定原動機付自転車を除く。）は、細目告示259条第4項の規定にかかわらず、炭化水素の排出を抑制する装置の取付が確実であり、かつ、当該装置に損傷がなければよいものとする。
- 12 ガソリンを燃料とする原動機付自転車（施行規則第六十二条の三第一項の規定によりその型式について認定を受けたものに限る。）であつて、細目告示第二百四十三条第一項第一号に定める原動機付自転車のうち、令和四年十月三十一日（第一種原動機付自転車については、令和七年十月三十一日）以前に製作されたもの（令和二年十二月一日以降に施行規則第六十二条の三第一項の規定によりその型式について認定を受けたものを除く。）にあつては、同号の規定にかかわらず、施行規則第六十二条の三第五項の検査の際、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（平成三十一年国土交通省告示第二百十二号）による改正前の細目告示第二百四十三条第一項第一号の基準に適合するものであればよい。
- 13 ガソリンを燃料とする原動機付自転車（施行規則第六十二条の三第一項の規定によりその型式について認定を受けたものに限る。）のうち、令和四年十月三十一日（第一種原動機付自転車にあつては、令和七年十月三十一日）以前に製作されたもの（令和二年十二月一日以降に施行規則第六十二条の三第一項の規定によりその型式について認定を受けたものを除く。）については、細目告示第二百四十三条第一項第三号の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（平成三十一年国土交通省告示第二百十二号）による改正前の細目告示別添四十四「二輪車排出ガスの測定方法」に規定する運転条件によりアイドリング運転している状態で発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素の容量比で表した測定値及び同排出物に含まれる炭化水素のノルマルヘキサン当量による容量比で表した測定値が、一酸化炭素については百分の三、炭化水素については百万分の千六百を超えないものであればよい。
- 14 ガソリンを燃料とする原動機付自転車のうち、令和四年十月三十一日（第一種原動機付

自転車にあっては、令和七年十月三十一日）以前に製作されたもの（令和二年十二月一日以降に施行規則第六十二条の三第一項の規定によりその型式について認定を受けたものを除く。）については、細目告示第二百五十九条第一号及び細目告示第二百七十五条第一号の規定にかかわらず、原動機を無負荷運転している状態で発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素の容量比で表した測定値（暖機状態の原動機付自転車の排気管内にプローブ（一酸化炭素又は炭化水素の測定器の排出ガス採取部）を六十センチメートル程度挿入して測定するものとする。ただしプローブを六十センチメートル程度挿入して測定することが困難な原動機付自転車については、外気の混入を防止する装置を講じて測定するものとする。）及び同排出物に含まれる炭化水素のノルマルヘキサン当量による容量比で表した測定値が、一酸化炭素については百分の三、炭化水素については百万分の千六百を超えないものであればよい。

- 15 ガソリンを燃料とする原動機付自転車のうち、令和四年十月三十一日（第一種原動機付自転車にあっては、令和七年十月三十一日）以前に製作されたもの（令和二年十二月一日以降に施行規則第六十二条の三第一項の規定によりその型式について認定を受けたものを除く。）については、細目告示第二百四十三条第四項及び第二百五十九条第四項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（平成三十一年国土交通省告示第二百十二号）による改正前の細目告示第二百四十三条第四項及び第二百五十九条第四項の規定に適合するものであればよい。
- 16 ガソリンを燃料とする第一種原動機付自転車については、当分の間、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示及び道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示（令和元年国土交通省告示第五百八十九号）による改正前の細目告示別添百十五の規定に適合するものであればよい。
- 17 ガソリンを燃料とする第二種原動機付自転車のうち、令和四年十月三十一日以前に製作されたもの（令和二年十二月一日以降に施行規則第六十二条の三第一項の規定によりその型式について認定を受けたものを除く。）については、細目告示別添百十五の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示及び道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示（令和元年国土交通省告示第五百八十九号）による改正前の細目告示別添百十五の規定に適合するものであればよい。
- 18 ガソリンを燃料とする第二種原動機付自転車のうち、令和九年十月三十一日以前に製作されたもの（令和七年十二月一日以降に施行規則第六十二条の三第一項の規定によりその型式について認定を受けたものを除く。）については、細目告示別添百十五「二輪車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」Ⅲ・二・三・四・一・の規定は適用しない。
- 19 ガソリンを燃料とする第二種原動機付自転車のうち、令和九年十月三十一日以前に製作

されたもの（令和七年十二月一日以降に施行規則第六十二条の三第一項の規定によりその型式について認定を受けたものを除く。）については、細目告示別添百十五「二輪車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」Ⅲ・二・五・の規定は、次の表の上欄に掲げる字句を同表下欄に掲げる字句に読み替えて適用する。

読み替えられる字句	読み替える字句
<p>2.5. OBD閾値</p> <p>OBD閾値は、COについては1.900 g/km、NMHCについては0.250 g/km、NOxについては、0.300 g/km、PMについては、0.050 g/kmとする。</p>	<p>2.5. OBD閾値</p> <p>OBD閾値は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(a) 総排気量が0.050リットルを超え0.125リットル以下であり、かつ、最高速度が50km/h以下の原動機付自転車及び総排気量が0.125リットル以下であり、かつ、最高速度が50km/hを超え130km/h未満の原動機付自転車にあつては、COについては2.170 g/km、THCについては1.400 g/km、NOxについては、0.350 g/kmとする。</p> <p>(b) 総排気量が0.125リットル以下であり、かつ、最高速度が130km/h以上の原動機付自転車にあつては、COについては2.170 g/km、THCについては0.630 g/km、NOxについては、0.450 g/kmとする。</p>